

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和7年1月29日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	下田川 事業間連携（その14）工事（連携 第3-7号）
2 工事場所	高知県高知市五台山
3 工事の概要	高知県高知市五台山地内の下田川における河川改修工事 施工延長 L=184.0m 鋼矢板打込 45H型(17.0m) N=4枚 鋼矢板圧入(硬質地盤) 45H型(17.0m) N=200枚
4 工事日数（完成期限）	令和7年3月31日（繰越手続予定。繰越承認されたときの完成期限令和8年3月17日（余裕期間30日を含む））
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。 <u>なお、審査にあたっては、受注者・発注者双方の事務負担の軽減を図るため、「10 その他（2）」に掲げる工事の入札参加資格確認申請書を1部求めるものとする。</u>
7 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（企業評価型） 事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
8 入札手続	高知県電子入札システムによる。 自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。なお、申請にあたっては、共同企業体名を入力すること。 各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。
9 低入札価格調査	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

・最低制限価格							
10 その他	<p>(1) この入札は、「一抜け方式」の試行工事である。 「一抜け方式」とは、合理的な理由により分割した工事若しくは同一又は近接する場所において施工する工事であって、その規模が同等で必要とする入札参加資格が同一業種の工事の入札を同時に行う場合に、あらかじめ(2)で定めた落札決定順位(開札順位)が上位の入札において落札者等となった者を、落札決定順位(開札順位)が下位の入札では落札者等としない(無効として取り扱う)入札方式である。</p> <p>(2) 落札決定順位(開札順位)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">順位</th> <th style="text-align: center;">工事名(工事番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>下田川 事業間連携(その15)工事 (連携 第3-9号)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>下田川 事業間連携(その14)工事 (連携 第3-7号)</td> </tr> </tbody> </table>	順位	工事名(工事番号)	1	下田川 事業間連携(その15)工事 (連携 第3-9号)	2	下田川 事業間連携(その14)工事 (連携 第3-7号)
順位	工事名(工事番号)						
1	下田川 事業間連携(その15)工事 (連携 第3-9号)						
2	下田川 事業間連携(その14)工事 (連携 第3-7号)						

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告(共通事項)(以下「共通事項」という。)で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

なお、以下に示す共同企業体(構成員2者)により参加できるものとする。

1 共同企業体の要件	<p>1 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。</p> <p>2 代表構成員は、構成員間相互でとび・土工・コンクリート工事(建設業法第2条第1項に規定するもの。以下同じ。)の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。</p> <p>3 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。</p> <p>4 各構成員は、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する組合でないこと。</p>				
2 代表構成員の要件	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">資格等</td> <td> <p>ア 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者で、とび・土工・コンクリート工事について令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書におけるとび・土工・コンクリート工事の格付がA等級であること。</p> <p>イ とび・土工・コンクリート工事に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">施工実績</td> <td> <p>アからイまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>ア 平成21年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。</p> <p>イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。</p> </td> </tr> </table>	資格等	<p>ア 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者で、とび・土工・コンクリート工事について令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書におけるとび・土工・コンクリート工事の格付がA等級であること。</p> <p>イ とび・土工・コンクリート工事に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>	施工実績	<p>アからイまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>ア 平成21年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。</p> <p>イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。</p>
資格等	<p>ア 高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者で、とび・土工・コンクリート工事について令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書におけるとび・土工・コンクリート工事の格付がA等級であること。</p> <p>イ とび・土工・コンクリート工事に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>				
施工実績	<p>アからイまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>ア 平成21年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。</p> <p>イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。</p>				

		<p>ウ 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。)</p> <p>エ 最終請負金額(税込)が1億円以上であること。</p> <p>オ 鋼矢板又は鋼管矢板(鋼管杭)の打込み施工の実績であること(軽量矢板を除く)。</p>
	配置技術者要件	<p>ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者(建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの)又は営業所の専任技術者(第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの)でないこと(いずれの場合も許可業種は問わない)。</p> <p>イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、とび・土工・コンクリート工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
	従事実績	<p>企業要件の施工実績に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。</p> <p>従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。なお、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p>
3 その他の構成員の要件	企業要件	<p>高知県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者で、とび・土工・コンクリート工事について令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書におけるとび・土工・コンクリート工事の格付がA等級であること。</p>
	配置技術者要件	<p>ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、いわゆる経営業務の管理責任者(建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの)又は営業所の専任技術者(第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの)でないこと(いずれの場合も許可業種は問わない)。なお、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>イ この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p>

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和7年2月13日(木)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
----------------	------	--

	提出方法	共通事項で定める。 ※ <u>電子入札のため、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」より入札参加資格確認申請を必ず行うこと。</u>
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業）） http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsu_joho/ippankyosonyusatsu/
2	設計図書の閲覧方法	入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3	設計図書等の質疑	提出先 下記メールアドレスあて送付すること。 ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp
		提出期限 令和7年2月18日（火）午後5時
		回答期限 令和7年2月26日（水）
4	入札書の提出	入札期間 令和7年2月26日（水）から令和7年3月4日（火）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、 <u>最終日の提出期限は午後5時までとする。</u> なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。
		入札方法 共通事項で定める。
5	開札予定	日時 令和7年3月5日（水）午前10時から
		場所 高知県土木部土木政策課（※第6）
6	追加書類（落札候補者のみ）	提出先 高知県土木部土木政策課（※第6）へ持参又は郵送すること。
		提出期限 落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く）。

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。
なお、代表構成員を評価対象とする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要件
企業の評価	<ol style="list-style-type: none"> 実績については平成26年度以降に、成績評定については令和3年度以降に元請として完成・引渡し完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 (出資比率について、WTO対象工事等の大型工事についてはこの限りではない。) 最終請負金額（税込）が1億円以上であること。 鋼矢板又は鋼管矢板（鋼管杭）の打込み施工の実績であること（軽量矢板を除く）。

配置予定技術者の評価	<p>1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。</p> <p>2 従事役職は現場代理人、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p>
------------	--

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成26年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和3年度以降) ※高知県(県警本部は除く。)発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定点 65点未満 無	0点
	〃 有	-5点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000シリーズと併せてISO 14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000シリーズ、ISO 14000シリーズ又はエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0点
ICT活用工事の推進 (令和3年度以降) ※高知県発注工事に限る。	ICT活用工事 (ICT土工 (施工プロセス全て一契約で実施)、ICT土工 (施工者希望I型、内製化チャレンジI型、内製化チャレンジII型、簡易型のいずれかを実施)、ICT土工1000m3未満又はICT基礎工)の実績及び本工事 (ICT基礎工)での実施有	5点

	本工事（ICT 基礎工）での実施 有	2.5 点
	ICT活用工事の実績・実施 無	0 点
合計	35点（合計点を6点に換算。）	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成26年度以降)	実績 有	10点
	実績 無	0 点
同種・類似工事の成績評定 (令和3年度以降) ※高知県（県警本部は除く。）発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5 点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
	〃 70点未満	0 点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会 ・(公社)日本技術士会 ・(公社)日本建築士会連合会 ・(一財)建設業振興基金 ・建築設備士関係団体CPD協議会 ・(公社)土木学会	推奨単位の10分の8以上	10点
	〃 10分の5以上 10分の8未満	7.5点
	〃 10分の3以上 10分の5未満	5 点
	〃 10分の1以上 10分の3未満	2.5点
	〃 10分の1未満	0 点
合計	35点（合計点を4点に換算。）	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5 点	・開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。
	可	2 点	
	不可	0 点	
施工体制確保の確実性	良	5 点	・低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)と
	可	2 点	

	不可	0点	する。
合計	10点		

(5) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 （申請時に電子 ファイルで添付 する書類）	1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1） 2 企業の評価項目一覧表（様式5） 3 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6） <u>※ なお、電子入札のため、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」より入札参加資格確認申請を必ず行うこと。</u>
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	工事費内訳書

追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※持参又は郵送	1	同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料
	2	配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料
	3	配置予定技術者の重複について(様式4)(※該当する場合のみ。)
	4	令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
	5	総合評価方式関係資料 表紙
	6	様式5の挙証資料(様式7-1、7-10を含む。)
	7	様式6の挙証資料(様式8を含む。)
	8	代表構成員の特定建設業許可の写し
	9	協定書(様式10)
	10	使用印鑑届(様式11)
	11	委任状(様式12)

第6 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県土木部土木政策課契約担当

電話 088-823-9813

FAX 088-823-9263

E-mail ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 低入札価格調査における失格基準
低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - (1) 直接工事費 設計金額の85%
 - (2) 共通仮設費 設計金額の80%
 - (3) 現場管理費 設計金額の90%
 - (4) 一般管理費等 設計金額の68%
- 3 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- 4 この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領(平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知)第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1部ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 6 本工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領における「2日制モデル工事」の対象工事である。
- 7 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は認めない。
- 8 この工事は、ICT活用工事「施工者希望型」の対象工事である。
- 9 下記業務の受注者(業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再下請先を含む。以下同じ。)及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本工事の入札に参

加（本工事の下請けを含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

(1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

(2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

高知土木事務所工事監督支援委託業務（令和5年度地震高潮第53-121号）

10 余裕期間の設定について

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始日までの間に余裕期間を設定する。

(1) 余裕期間は30日とする。受注者は、発注者が設定した全体工期（余裕期間と標準工期等をあわせた期間）の範囲で、工事の始期及び終期を選択することができる。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含む。

(2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しない。

(3) 契約締結日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4) その他取り扱いについては、「高知県余裕期間設定工事に係る事務取扱要領」の規定による。

（土木政策課HP）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2016100600208.html>

11 契約に係る繰越明許費について、四国財務局の繰越承認が得られない場合は、その時点に応じ、次のとおり取り扱う場合がある。

開札前・・・・・・・・開札を中止する。

開札後契約締結前・・・・・・契約を締結しない。

契約締結後・・・・・・・・令和7年3月31日をもって契約を終了し精算する。

12 令和6年度の支払（前金払等）については、行わない。